

鹿児島県介護生産性向上総合相談センター

介護ロボット試用貸出実施要領

1 目的

介護サービスを提供する事業所又は施設(以下「介護事業所」という。)における業務の効率化, 介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組を支援するため, 介護事業所に実際の介護ロボットに触れ, 活用を体験してもらうことにより, 介護ロボットの普及を促進することを目的とする。

2 貸出対象者

鹿児島県内の介護事業所とする。

3 貸出対象とする介護ロボット

厚生労働省が作成する「介護ロボットの試用貸出リスト」に掲載されている機器とする。

4 貸出期間・貸出台数・費用負担

(1) 貸出期間

貸出期間は, 2週間から1か月を目安とする。

ただし, 最長でも2か月までとする。

(2) 貸出台数

1事業所1機器あたり原則最大3台までとする。

(3) 費用負担

貸出に係る費用は, 鹿児島県介護生産性向上総合相談センター(以下「センター」という。)から開発企業への謝金の支払いを行うため, 無償とする。

5 貸出手続き

(1) 貸出申請

試用貸出を受けようとする者(以下「申請者」という。)は, 「試用貸出申込書」(別紙様式1)によりセンターへ申請するものとする。

なお, 申請の受付は毎年度1月末をもって終了とする。

(2) 貸出決定

① センターは, 貸出申請を受理した後, 申請内容を精査し, 適切と認める場合は当該介護ロボットの開発企業へ取次ぎを行う。

② 取次後は, 開発企業と申請者間で貸出に係る詳細の調整を行う。

③ 調整後, 開発企業は, 「試用貸出決定書」(別紙様式2)により, 貸出の決定をセンターに通知する。

(3) 貸出終了後

- ① 申請者は、試用貸出終了後「試用貸出アンケート」(別紙様式3)を遅滞なくセンターに提出する。
- ② 開発企業は、試用貸出終了後「謝金支払請求書」(別紙様式4)及び「振込口座確認票」(別紙様式5)をセンターに提出する。
- ③ センターは、アンケートを確認した後、開発企業へ謝金を支払う。

6 開発企業への謝金支払い

(1) 謝金単価

① 基本単価

貸出期間が1か月以内の場合は貸出1台あたり3万円、貸出期間が1か月超の場合は貸出1台あたり6万円とする。

(貸出期間計算の考え方は、民法の定めるところによる)

② 遠隔地加算

遠隔地への試用貸出については、本来の謝金に追加して上限3万円の実費を支払う。

- ・ 対象地域:離島振興法第二条第一項の規程により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島
- ・ 対象経費:輸送費及びその他必要と認める経費とし、領収書等の証憑が確認できるものに限る。

(2) 謝金支払

センターは、開発企業から提出された「謝金支払請求書」(別紙様式4)及び「振込口座確認票」(別紙様式5)の内容を確認し、謝金を支払う。

7 その他

この介護ロボット試用貸出実施要領に定めるもののほか、必要な事項は鹿児島県保健福祉部高齢者生き生き推進課と協議の上、センターの代表者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する